

令和3年度 新潟市 文化施設等利用促進支援事業補助金 民間施設登録申請要項

民間施設登録申請にあたっては、本要項をお読みいただき、同意の上申請ください。

◆受付期間

令和3年4月1日(木)から令和4年3月1日(火)まで

◆受付方法

郵送または持参となります。

(宛先)〒951-8062

新潟市中央区西堀前通六番町894番地1 西堀六番館ビル5F

公益財団法人新潟市芸術文化振興財団 アーツカウンシル新潟 宛

※封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

◆問合せ先

アーツカウンシル新潟

電話:025-378-4690

FAX:025-378-4663

E-mail:artscouncil@niigata.email.ne.jp

(受付時間)平日午前9時から午後5時15分まで

◆申請に必要な書類の入手方法

新潟市のホームページからもダウンロードできます。

https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/bunka_covid19/index.html

新潟市文化施設等利用促進支援事業補助金

検索



I 趣旨

新型コロナウイルスの影響による民間施設を含む市内文化施設等の利用に関する市民の不安を払拭し、利用の促進を図るとともに、民間事業者の営業継続を支援するため、文化施設等を利用した個人または団体に補助金を交付します。

II 民間登録施設について

市内にある公立施設と民間施設です。民間施設の場合は、下記①～⑦の条件を満たし、市に登録された施設が対象です。

- ① 新潟市が定める「新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を遵守し、施設利用者に対しても同ガイドラインを尊重した利用を求める施設であること。
- ② 設置者が宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体等でないこと。
- ③ 設置者が政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体等でないこと。
- ④ 設置者が特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体等でないこと。
- ⑤ 設置者が暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑥ 設置者が暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- ⑦ 設置者が暴力団にあたらぬ反社会的な活動をする団体又はその構成員でないこと。

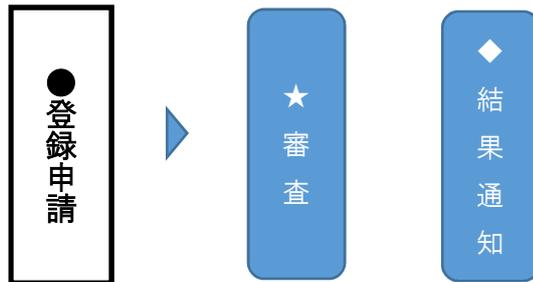
Ⅲ 登録手続きについて

1 受付期間

令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)まで

2 申請から登録までの流れ

申請者…(●) アーツカウンシル新潟…(★) 新潟市…(◆)



3 提出書類

- ① 新潟市文化施設等利用促進支援事業補助金民間施設登録申請書(別記様式第1号)
- ② 施設として実施する感染症拡大防止策がわかるもの
- ③ 施設概要がわかるもの
- ④ 施設利用料金表(※)(会場の使用料及び付帯設備の使用料がわかるもの)

※ 申請時に料金表に含まれていない付帯設備については、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

4 申請及び問い合わせ先

① 申請先

下記宛先まで、郵送または直接ご提出ください。

〒951-8062

新潟市中央区西堀前通六番町894番地1 西堀六番館ビル5F

公益財団法人新潟市芸術文化振興財団 アーツカウンシル新潟

② 問い合わせ先

アーツカウンシル新潟

TEL:025-378-4690

FAX:025-378-4663

E-mail: artscouncil@niigata.email.ne.jp

5 その他

登録時から施設の使用料金等に変更があった場合は、ただちに民間施設登録変更申請書(別記様式第3号)及び同様式で定める書類を添付して4①の申請先へご提出ください。